

令和2年度 第1回主幹教諭研修「研修テーマに関する法規について」

**研修テーマ：学校経営と組織マネジメント**

## 1 公立学校の教育公務員の勤務時間等について

公立学校の教育公務員の勤務時間及びその他の勤務条件は、一部の規定を除き、労働基準法が適用される（地方公務員法第58条）ことから、同法の制約の範囲内で、国及び他の地方公共団体の職員との間に均衡を失しないように、当該地方公共団体の条例で定められる。（地方公務員法第24条）

### (1) 勤務時間について

勤務時間とは、「職員が上司の指揮監督を受けて、原則としてその職務のみに従事しなければならない時間」をいう。勤務時間は、正規の勤務時間と超過勤務命令などにより勤務時間とされたものとに分けることができる。

具体的な勤務時間は給与負担者である各都道府県及び政令市の条例等によって定められる。（徳島県の場合は【職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例】で規定）

#### 【労働基準法】

##### 第三十二条（労働時間）

使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

##### 第三十四条（休憩）

使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては少なくとも四十五分、八時間を超える場合においては少なくとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

### (2) 時間外勤務命令について

公立学校の教育公務員は、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として、時間外勤務は命じないものとしており、正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、「政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする」とされている。（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第5条及び第6条）

#### 【公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法】

##### 第三条（教育職員の教職調整額の支給等）

教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。以下この条において同じ。）には、その者の給料月額百分の四に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。

2 教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。

### (3) 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（平成31年1月25日）

講義資料 参照

## 2 学校財務について

教育財政に関する諸法規は、すべて教育基本法で定められた教育の機会均等を具体的に実現する制度及びその運営を規律する目的で定められている。学校予算は、学校運営を円滑にし、教育活動をより効果的に達成するための財務的裏付けのことで、原則として、児童生徒の学校規模に応じて配分される。

学校予算については、「見える化」して全教職員の共通理解を図り、情報共有することが大切である。そして、予算を執行するに当たっては、最小の経費で最大の効果を上げられるように、限られた予算を計画的、効果的に執行する必要がある。

### 【日本国憲法】

#### 第二十六条（義務教育の無償）

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

### 【教育基本法】

#### 第五条（義務教育）

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

### 【学校教育法】

#### 第五条（学校の管理及び経費の負担）

学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

### 【地方財政法】

#### 第二十七条の四（市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費）

市町村は、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費で政令で定めるものについて住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。

### 3 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）について

学校運営協議会制度は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことを制度的に保障するための仕組みである。学校運営協議会制度の導入により、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校」へ転換することができ、児童生徒が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みを構築し、質の高い学校教育の実現を図ることができる。

教育委員会が学校に設置する学校運営協議会には、三つの主な役割がある。

○校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること（必須）

○学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べるができること（任意）

○教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができること（任意）

#### 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

##### 第一条（この法律の趣旨）

この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

##### 第一条の二（基本理念）

地方公共団体における教育行政は、教育基本法の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

##### 第三十条（教育機関の設置）

地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

##### 第三十三条（学校等の管理）

教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

##### 第四十七条の五（学校運営協議会）

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。（略）

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べるができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。